



信越化学グループ CSR調達ガイドライン

信越化学工業株式会社

目次

はじめに

信越化学グループのCSR

信越化学グループの資材調達

信越化学グループの調達基本方針

お取引先の皆様へ -信越化学グループからのお願い-

0. 人権の尊重
1. 法令の遵守とコンプライアンス
2. 社会的責任の推進
3. マネジメントシステム

はじめに

平素は格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

ご高承のとおり、世界的に「企業の社会的責任（CSR*）」に対する関心が高まっております。企業のサプライチェーンは国境を越えて展開されており、国内外の取引先と適正な関係を築いて行くことが益々重要になります。このような状況の下、企業の事業活動に対する社会や市場からの要請は、自社の活動に加え、お取引先様と共に取り組んでいく活動に広がりを見せています。

信越化学グループは、「遵法に徹し公正な企業活動を行うこと」を経営の基本としています。社会から信頼される会社として、常に安全と環境を最優先とした企業活動を積み重ねてきました。そして、素材と技術を通じて地球環境の保全に貢献することに力を注いでいます。また、信越化学グループは国連が提唱するグローバル・コンパクトに参加し、その10原則の支持を表明し、CSR活動に取り組んでいます。

資材の調達においても持続可能な社会の実現に向け、**サプライチェーン全体での認識共有と活動の推進**が重要であると考え、本ガイドラインを作成いたしました。本ガイドラインは信越化学グループが取り組んでいるCSR活動をお取引先様にご理解いただくとともに、お取引先様の川上のサプライチェーンにも取組みを促進していくことで、**お取引先様と共にCSR活動を推進していく**ことを目的としています。尚、本ガイドラインは変化する国際社会の要請に応じて、適宜見直し、改訂してまいります。

信越化学工業株式会社

資材部

* CSR = Corporate Social Responsibility

信越化学グループのCSR

近年、企業の社会的な責務はますます増大しています。その中で、私たちは企業規範の「**遵法に徹して公正な企業活動を行い、素材と技術による価値の創造を通じて、暮らしや社会と産業に貢献する**」を実践するために、多岐にわたる活動に取り組んでいます。法令遵守と公正な企業活動を全ての活動の礎として、私たちはグループ内で「社会的責任」に関する検討を重ね、信越化学グループの「ESGの重要課題」を正式に機関決定いたしました。今後とも、信越化学グループはESGの重要課題に取り組みながら事業活動を行い、技術と製品で課題の解決に貢献し、社会的責任を着実に果たしていくことによって「地球の未来への貢献」を目指します。

【信越化学グループのESGの重要課題】



信越化学グループが目指すもの 地球の未来への貢献

既存事業の強化
新規事業の創出

＞ 全ての活動の礎：
法令遵守、公正な企業活動

＞ 働く人の安全の確保と健康の促進

＞ 省エネルギー、省資源、環境負荷の低減

＞ 製品の品質の向上、製品の安全性管理

＞ CSR調達の推進、原料調達の多様化

＞ 人間尊重、人材育成、多様性の推進

＞ 知的財産の尊重と保護

＞ 社会貢献活動

＞ 適時、的確な情報開示、ステークホルダーとの対話

信越化学グループの資材調達

信越化学グループは創業以来、製品の開発と安定供給を通じて、さまざまな産業分野において品質や性能の向上、小型軽量化、低コスト化などに貢献してきました。信越化学グループが皆さまの暮らしや社会と産業に貢献できますよう資材調達では**より優れた品質の製品を安定供給**していただくことに注力しています。また、**安全確保と環境保全、省資源と省エネルギー**などを常に考慮し、**関連法規を遵守した公平で公正な調達**を実践しております。

調達活動では、このような理念をもとに、次の**調達基本方針**を定め、**グループ内に周知し、社外に公表**しています。

信越化学グループの調達基本方針

1. 法令の遵守

信越化学グループは、経営目標の冒頭に法令遵守を掲げ、従業員一人ひとりが社会的責任を自覚し、法令、倫理および会社の諸規程を遵守した業務活動を行っています。購買、調達活動においては相互の信頼を第一に取り組んでいます。誠実かつ公平にこれを行い、不当に便宜を図ったり、不当な要求をいたしません。また、直接お取引する調達先はもちろん、その先の供給者までを含むサプライチェーンにおける国際労働機関（ILO）の主要な労働基準*の遵守をはじめ、環境に関係する法令や小規模の事業者を含むお取引に係る法令などに則った行動を推進しています。

* 結社の自由・団体交渉権の承認、強制労働の禁止、児童労働の禁止、差別の撤廃の4分野

2. 企業の社会的責任の推進

信越化学グループは、企業の社会的責任（CSR）を果たすために多岐にわたります活動を推進しています。CSRの推進にはお取引先の皆様の協力も不可欠であり、次の事項をお願いするとともに、相互の信頼関係を築き高めていくことに努めます。

- (1) 社会規範、倫理および法令の遵守の強化と推進を図ること
- (2) 安全防災と環境保全を最優先事項とし、環境規制化学物質の管理ならびにグリーン調達に協力し、自らも配慮すること
- (3) 納入物品の安全性と信頼性の確保、不測の事態への迅速な対応についての確で公正な情報開示に努めることなど、リスクマネジメントを展開すること
- (4) 人権を尊重し不当な差別を排除し、国際労働機関（ILO）の主要な労働基準を守り不当な労働行為をさせないこと
- (5) 機密情報および個人情報の漏洩を防止すること。第三者の知的財産の権利を尊重すること
- (6) 生物多様性の保全に配慮すること
- (7) 紛争地域および高リスク地域における紛争や人権侵害などへの関与が明らかな鉱物を調達しないこと

3. 取引先の選定

信越化学グループは、取引先を広く世界に求め、公平、公正、機会均等を基本に、①国際競争力のある品質と価格、②納期および供給安定性、③お取引先様の経営安定性、信頼性、技術力、④企業の社会的責任の推進で掲げた事項等を総合的に勘案し、お取引先様の選定を行います。

4. 取引先育成と見直し

信越化学グループは、取引のために必要不可欠な情報をお取引先様に提供するとともに、お取引先様におけるVA、VE*の改善活動や品質の維持、向上に協力いたします。信越化学グループは定期的にもしくは必要に応じて、お取引先様のパフォーマンスの評価と見直しを行います。

- * VA、VE (Value Analysis : 価値分析、Value Engineering : 価値工学)
顧客満足の高い価値ある新製品の開発や、既存製品の改善のための手法

お取引先の皆様へ -信越化学グループからのお願い-

信越化学グループが事業を展開する上で遵守し、お取引先様にも遵守をお願いしていますCSR調達推進項目を以下に記載しました。信越化学グループの調達基本方針と併せて、信越化学グループへのご理解を深めていただくための一助となればと存じます。

	CSR 調達推進項目		掲載ページ
0. 人権の尊重	0-1	差別の排除	7
	0-2	強制労働の禁止	7
	0-3	非人道的な扱いの禁止	7
	0-4	労働者の権利	8
	0-5	児童労働の排除と若年労働者の保護	8
	0-6	労働時間	8
	0-7	労働安全衛生	9
	0-8	賃金	9
1. 法令の遵守とコンプライアンス	1-1	優越的地位の濫用防止	10
	1-2	インサイダー取引の禁止	10
	1-3	汚職と賄賂の禁止	10
	1-4	競争法の遵守	10
	1-5	不正競争の防止	10
	1-6	反社会的勢力との断絶	11
	1-7	輸出入法令の遵守	11
2. 社会的責任の推進	2-1	公正な事業活動	12
	2-2	安全防災	12
	2-3	環境保全	13
	2-4	グリーン調達の推進	14
	2-5	納入品の安全性と信頼性	14
	2-6	機密保持	14
	2-7	知的財産権の尊重と保護	14
	2-8	通報者の保護と報復の排除	14
	2-9	責任ある鉱物調達	15
	2-10	天然資源の保全	15
	2-11	社会貢献	15
3. マネジメントシステム	3-1	事業活動の点検と改善	16
	3-2	社内外への周知、情報開示	16
	3-3	社内研修	16
	3-4	監査と改善	16
	3-5	事業の継続	17
	3-6	サプライチェーンマネジメント	17

0. 人権の尊重

0-1. 差別の排除

- ◆ 求人と雇用における差別をなくし、**機会均等と処遇における公平**の実現に努める。

* 差別とは、個人の能力、適性、成果などの合理的な要素以外に、採用、昇進、報酬及び研修受講などの機会や処遇に差をつけることをいう。

差別事由の例
年齢、性別、人種、信条、宗教、社会的身分、国籍、民族、妊娠の有無、配偶者の有無、政治的指向、性的指向、性同一性、身体・精神障害、労働組合員であるかどうか、肝炎や HIV などの感染の有無、軍役経験、遺伝子情報

- ◆ 労働者または採用候補者に対し、差別的に使用される可能性がある医療検査を行わない。
- ◆ 労働者が宗教上の慣習を行えるよう、必要な便宜を図る。

0-2. 強制労働の禁止

- ◆ あらゆる形態の強制労働を禁止する。

強制労働：自由意思によらないすべての労働のことで、例えば下記のようなものを指す。	
1	借金などの返済のために離職の自由が制限される債務労働
2	人身売買の結果として行われる奴隷労働
3	過酷な環境における非人道的な囚人労働
4	労働者の募集と採用の際に、労働者に過重な手数料を課すこと
5	労働者の自由な離職の権利がないこと
6	労働者の母国語でない、または精通していない言語で作成された雇用条件の記述を含む雇用契約書を締結すること 入国後に労働者に不利な条件に雇用契約を変更すること
7	政府発行の身分証明書、パスポート、労働許可証などを雇用者に預託させること
8	寮や職場の出入りに不合理な制約を課すこと
9	非自発的または搾取的な囚人労働 * 囚人労働：刑務所において、刑務作業を行う受刑者を企業が労働力として「営利目的で」利用すること

* 関連法令：英国現代奴隷法（UK Modern Slavery Act 2015）

- ◆ 労働派遣会社、請負会社が強制労働を用いないように方針や手順を設け、遵守することを契約書に盛り込む。

0-3. 非人道的扱いの禁止

- ◆ 労働者の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける各種ハラスメント（嫌がらせ）をはじめ、虐待、体罰、抑圧など、過酷で非人道的な扱いを禁止する。

0-4. 労働者の権利

- ◆ 所在国と地域の法令に基づき、労働者の結社の自由を尊重する。
 - * 労働環境、労働条件、賃金水準などの労使間協議を実現するために組織をつくり運営するための権利を指す。
- ◆ 所在国と地域の法令に基づいた労働者の団体交渉権を認める
 - * 団体交渉とは、労働者が雇用者と労使関係、特に労働条件や雇用者と労働者もしくは組織間の関係調整などに関して議論と交渉を行う任意のプロセスまたは活動を指す。
 - * 団体交渉の参加者は雇用者自身の他、労働組合や労働者によって指名された代表者などが該当する。

0-5. 児童労働の排除と若年労働者の保護

- ◆ 児童の雇用を行わない。（下記表参照）
- ◆ 所在国と地域の法令に基づき若年労働者を保護する。（下記表参照）

内容	年齢	要求事項
児童労働の排除	・15歳未満 ・該当国の最低就業可能年齢 ・該当国の義務教育を修了する年齢	左記3つのうち、最も高い年齢に満たない者を雇用しない
若年労働者の保護	18歳未満の者のうち、児童でない者	所在国と地域の法令に基づき保護する (例えば、危険な作業や残業に従事させてはならない)

0-6. 労働時間

- ◆ 労働者の年間所定労働日数が所在国と地域の法令に定められた限度を超えないようにする。
- ◆ 労働者の超過勤務時間を含めた1週間あたりの労働時間が所在国と地域の法令に定められた限度を超えないようにする。（緊急時、非常時を除く）
- ◆ 労働者に1週間に最低1日の休日を与える。
- ◆ 労働者に所在国と地域の法令に定められた年次有給休暇取得の権利を与える。

0-7. 労働安全衛生

- ◆ 労働者の生活のために提供される施設（寮、食堂、トイレなど）の安全衛生を適切に確保する。

労働者のために提供される施設の例	
1	職場で提供されるトイレ、水飲み場、食堂
2	職場外で提供される寮や食堂
安全衛生の確保の例	
1	施設や寮は清潔かつ衛生が保たれている
2	施設や寮には適切な防火対策、換気、温度管理、緊急避難口が提供されている
3	食堂では清潔な環境で調理され、清潔に保存された食品が提供される
4	安全な飲料水の提供
5	適切な広さの個人スペースの寮
6	適切な入浴およびシャワー温水が提供される
7	個人所持品の安全な保管ができるロッカー
8	施設や寮には適切な照明や採光、温度管理や換気が提供されている

- ◆ 労働者が職場において**人体に有害な化学的要因、生物学的要因や騒音や悪臭**などに接する状況の特定や評価、また、その状況に対する適切な対策を講じる。
 - * 人体に有害な化学物質として、煤煙、蒸気、ミスト、粉塵、毒劇物、放射線、慢性病を引き起こす物質（鉛、アスベストなど）などが挙げられる。また、騒音や悪臭なども著しい場合には人体に有害なものとして挙げられる。
- ◆ 身体的負担のかかる状況に労働者がおかれている場合は、それ特定し、状況を調査し、適切な対策を講じる。
 - * 身体的負担のかかる状況として、手動での運搬作業などの重労働、長時間にわたる立ち仕事、組み立てなどにおける極度な反復作業などがある。
- ◆ すべての労働者に対し**適切な健康管理**を行う。また、母性保護の観点から、妊産婦に対する安全衛生上のリスク評価を行い、その結果に対する適切な対策を講じる。
 - * 労働者の健康促進を図るため、所在国と地域の法令の定める水準において健康診断などを実施する。
 - * 妊産婦に対する安全衛生対策には、危険有害業務への就業制限や、出産後に出勤を開始した産婦が搾乳出来る場所と時間の確保などが挙げられる。

0-8. 賃金

- ◆ 超過勤務分を含む賃金は所在国と地域の賃金関連法令を遵守し、**最低賃金額以上を支払う**。
- ◆ 福利厚生に関する所在国と地域の法令を遵守する。
- ◆ 不当な賃金減額を行わない。
 - * 不当な賃金減額とは、所在国と地域の労働関係法令などに違反する賃金減額のことを指す。
- ◆ 実施した作業に対する正確な賃金の支払いを労働者が確認できる給与明細を提供する。
- ◆ 賃金は毎月一回以上、一定の期日を定めて遅滞なく支払う。

1. 法令の遵守とコンプライアンス

1-1. 優越的地位の濫用防止

- ◆ 優越的地位の濫用に関する所在国と地域の法令を遵守する。（日本では**下請法**など）
- ◆ 契約などに基づき、誠実かつ公平公正な取引を行う。購入者や委託者という立場を利用して取引先などの取引条件を一方向的に決定するなど**不合理な要求や義務を課さない**。
- ◆ 優越的地位の濫用により**取引先に不利益を与える行為をしない**。

1	正当な理由なしに、相手方からの商品受け取りを拒否する
2	商品に瑕疵など無いにもかかわらず、受け取った商品を相手方に返品する
3	不当な対価の支払いの遅延
4	不当な対価の支払いの減額

- ◆ 取引先などに対し**従業員の派遣要請や協賛金の負担要請をしない**。

1-2. インサイダー取引の禁止

- ◆ 顧客などの業務に関する非公開の重要情報をもとに該当会社の株式などの売買を行う**インサイダー取引**を行わない。

1-3. 汚職と賄賂の禁止

- ◆ 不当な利益、優遇措置の獲得と維持を目的に、公務員、顧客、取引先などに対する接待、贈答、金銭の授受や供与を行わない。
- ◆ 腐敗行為を防止するための管理体制や具体的手順を定め、継続的なモニタリングと内部監査により、事業活動を行う国と地域の腐敗行為防止の関連法令を遵守する。

1-4. 競争法の遵守

- ◆ 所在国と地域の競争法を遵守し、競争者間での価格に関する協議や制限、市場分割、生産制限などのカルテル行為や入札談合行為の未然防止のための対策を実施する。（日本では**独禁法**）

1-5. 不正競争の防止

- ◆ 他社の営業秘密を、不正に利益を得る目的で、またはその保有者に損害を加える目的で不正取得、領得、不正使用、不正開示をしない。他社との秘密保持契約を遵守する。
- ◆ 他社の著名な商品などと同一または類似の表示（氏名、商号、商標、その他表示）を使用することによって、他社の商品又は営業と混同を生じさせる行為をしない。
- ◆ 他社の商品（最初の販売から3年までのもの）の形態を模倣した商品の、譲渡、輸出、輸入などをする行為をしない。

- ◆ 自社の文書、電子媒体などに含まれる技術やノウハウの流出防止を図る。自社の取引先と秘密保持契約を締結する。

1-6. 反社会的勢力との断絶

- ◆ 社会的秩序や健全な活動に悪影響を与える反社会的勢力とは、**取引関係を含めて一切の関係をもたない、また、反社会的勢力への資金提供は行わない。**

1-7. 輸出入法令の遵守

- ◆ 所在国と地域の法令などで規制される技術や物品の輸出に関して、明確な管理体制を整備して適切な輸出手続きを行う。

2. 社会的責任の推進

2-1. 公正な事業活動

- ◆ 社会的責任を果たし、事業を継続するために、健全で公正な事業経営と、経営状況などの適正な情報の公開を行う。
- * 労働、安全衛生、環境、事業活動、財務状況や業績に関わる情報開示は関連する所在国と地域の法令と業界の慣例に従って行い、報告の誤謬、記録の改ざん、虚偽表示をしない。

2-2. 安全防災

- ◆ **職場の安全**に対するリスクを特定、評価し、ヒエラルキーコントロールを用いてリスク対策を講じ、安全を確保する。
- * ヒエラキーコントロール（Hierarchy Control）（下図参照）：労働者の曝露対策として、効果が高いヒエラキー構造の上層から（危険源の除去⇒代替⇒工学的コントロール⇒管理的コントロール⇒個人用保護具の優先順で）対策に取り組む。

職場の潜在的リスクの例	安全対策の例
化学物質、電気およびその他のエネルギー、火気、乗物、滑り・つまづき易い床面および落下の危険など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険と思われる作業を行わないで済む工程に変更する ・ 機械・装置をロックアウト、タグアウトする ・ 危険エリアに安全標識を付ける（立入禁止など）
ヒエラキーコントロールの概念	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切で正しく保守された個人保護用具（保護メガネ、安全帽、手袋など）を提供する ・ 社内掲示板などで、安全衛生に関する情報提供を労働者が理解できる言語で広く周知する ・ 安全教育は、労働者の理解できる言語で危険源のリスクに関する教材を用いて、作業前、その後も定期的実施する ・ 労働者が安全上の懸念を提起できる仕組み・機会を設ける

- ◆ 自社で使用する製造装置とその他機械装置に、適切な安全対策を講じる。
- * 機械装置が労働者に負傷を及ぼす危険がある場合、安全装置やフェイルセーフ、フルプルーフ、インターロック、防護壁などの安全対策を講じ、適正なメンテナンスを行う。
 - ・ フェイルセーフ：装置やシステムにおいて、誤操作や誤動作による障害が発生した場合、常に安全に制御すること。またはそうなるような設計手法のこと
 - ・ フルプルーフ：利用者が操作や取り扱い方を誤っても危険が生じない、あるいは、そもそも誤った操作や危険な使い方ができないような構造や仕組みのこと
 - ・ インターロック：安全装置や安全機構の考え方の一つで、ある一定の条件が整わないと他の動作ができなくなるような機構のこと

- ◆ **労働災害や労働疾病**の状況を把握し、適切な対応をする。
 - * 例えば、従業員による報告の促進、災害や疾病の分類と記録、必要に応じた治療の提供、災害と疾病の調査、是正対策の実施、従業員の職場復帰の促進など。
- ◆ 緊急災害時の場合や緊急事態が起こりうる事象を想定して、**緊急時の対応策を準備し、緊急マニュアルを制定する**。
 - * 例えば、緊急時の発生報告、従業員への通知、避難方法の明確化、緊急時の避難の容易性の確保（アクセスしやすく、かつ障害物のない緊急避難口の設置）、避難訓練および適切な火災探知システムの設置、火気抑制設備の設置、避難施設の設置、救急箱の備蓄、復旧計画などを指す。
- ◆ 化学物質の使用に際し、正しい取り扱い方法を労働者が理解できる言語で周知する。
- ◆ 物流における環境負荷の低減推進とともに、**製品物流過程における安全性確保**と事故時の適切な対応を行う。

2-3. 環境保全

- ◆ **環境マネジメントシステム**を構築し、運用する。
 - * 環境マネジメントシステム：環境保全活動を推進するためのPDCAサイクルに沿った管理の仕組み
- ◆ 所在国と地域の法令に従い、法規制において必要な**環境許認可の申請、登録、届出**を行い、要求された**管理報告を行政に提出**する。
 - * 許認可の例として、大気への排出、廃水の排出、危険物の保管、使用および廃棄、廃棄物処理に関するものが挙げられます。
- ◆ **地球温暖化防止**に向けて、温室効果ガス削減のための自主目標を設定し、計画を立案し、確実に実施する。また、継続的な削減を図る。
 - * 温室効果ガスにはいくつかの種類がありますが、特に京都議定書では二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFCs、PFCs、六フッ化硫黄の6種類が定められています。
- ◆ **大気汚染物質**に対する所在国と地域の関連法令などを遵守し、大気汚染物質を適切に処理、管理した後、排出する。また、排出ガスを定期的に分析する。
- ◆ 人体や環境に対して危険をもたらす**廃棄物を特定し、所在国と地域の法令に従い、適正に分類、標示、保管、管理、移動、処理**する。
- ◆ 製造の過程で発生する廃水は、**所在国と地域の関連法令基準を満たすよう適切に処理、管理した上で、排出する**。また、排水処理の状況を定期的に監視する。
- ◆ 雨水の流出により汚染された排水などが海、湖沼、河川などの公共用水系を汚染することを防止するための体系的なアプローチを実施する。
- ◆ **省資源、省エネルギー**、廃棄物の発生抑制、再利用、再資源化（3R）を推進し、環境保全と汚染の予防に努める。

2-4. グリーン調達への推進

- ◆ 地球環境に配慮した物品およびサービスを調達する。

グリーン調達の例	コピー用紙、事務用品、事務機器、工場の作業服などを購入する場合に環境に配慮したものを購入する。
	工場で使用する原材料、副資材、部品および機器装置などを購入する場合、環境に配慮したものを購入する

- ◆ 所在国と地域の**環境規制化学物質の関連法令などに対応**し、環境に配慮した商品開発を設計の段階から行い、環境負荷の低い材料の使用を推進し、**環境負荷の軽減を図る**。

2-5. 納入品の安全性と信頼性

- ◆ 製品に使用されている部材と部品の**含有物質などの情報を正確に開示**する。
- ◆ 製品設計を行う際には**十分な製品安全性を確保**し、製造者としての責任を考慮して販売する。製品の安全性に関しては所在国と地域の法令などで定める安全基準を満たす。
- ◆ **製品の品質確保**には、トレーサビリティ（材料、部品、工程などの履歴）の管理および問題解決に向けた迅速な対応を含む。
- ◆ **製品に含有される化学物質の使用禁止または使用制限**に関する所在国と地域の法令、規制を遵守し、顧客の納入の要件を満たす。

2-6. 機密保持

- ◆ **コンピューターとネットワークの脅威**（不正アクセス、ウイルスなど）に対する**多重の防護策**を講じて、自社および他社に被害を与えないように**管理**する。
- ◆ 経営、営業、技術情報などの**機密情報を分類し、適切に管理し保護**する。
- ◆ 仕入先、顧客、消費者および労働者など、取引に関わる者全員の**個人情報**を**適切に管理し保護**する。個人情報を不正に取得、利用、開示、漏洩しない。

2-7. 知的財産権の尊重と保護

- ◆ 知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、営業秘密など）を尊重し、第三者の知的財産の不正入手、無断利用、権利侵害を行わない。
- ◆ 技術やノウハウの移転は、知的財産権が守られた形で行う。

2-8. 通報者の保護と報復の排除

- ◆ 労働者および自社の取引先の通報者の匿名性と保護を確保する仕組みを構築し、労働者および自社の取引先の通報者が報復の恐れなく懸念を提起できる通報手段を提供する。

2-9. 責任ある鉱物調達

- ◆ 紛争地域および高リスク地域における紛争や人権侵害などへの関与が明らかな鉱物を調達しないことを合理的に保証するための方針を制定し、鉱物の原産地と流通経路について調査を実施し、顧客の要求に応じて、その調査結果を顧客に開示する。

* 関連法令：ドッド・フランクウォールストリート改革および消費者保護法
(Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act.)

2-10. 天然資源の保全

- ◆ 事業活動が生物多様性に与える影響を把握し、**生物多様性の保全**を図る。
- ◆ 水質汚染防止、節水や水の再利用などに関する自主目標を掲げ、**水資源の保全**のため活動を積極的に展開する。
- ◆ **鉱物資源、化石燃料**など有限な資源で再生不可能なものは、使用量を削減し回収とリサイクル、再生可能資源の活用を推進する。
- ◆ 木材と木材製品、紙、パルプの調達において、生物多様性の保全に配慮し、**森林認証**を取得している調達先から購入するように努める。

森林認証：森林が適切に管理されていることを第三者機関が認証し、当該森林から産出された木材を区分することにより、消費者が選択的にこれら木材を購入することができるようにする民間主体の制度。	
PEFC	Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes (PEFC 森林認証プログラム)
FSC	Forest Stewardship Council (森林管理協議会)
SGEC	Sustainable Green Ecosystem Council (「緑の循環」認証会議)

- ◆ パーム油の調達において、生物多様性の保全に配慮し、認証された持続可能性に配慮した原産地追跡可能なものを調達するよう努める。

パーム油の認証制度	
RSPO	Roundtable on Sustainable Palm Oil (認証された油を利用した製品に付与される)
グリーンパーム	Green Palm sustainability (認証された油を利用してはいないが、証書を購入している製品に付与されるマーク)

2-11. 社会貢献

- ◆ 国際社会と地域社会の発展に貢献できる活動を自主的に行う。

3. マネジメントシステム

3-1. 事業活動の点検と改善

- ◆ 事業活動を推進するための人権、労働、安全、環境保全、倫理などに関するマネジメントシステムを構築する。事業を取り巻くリスクの特定とリスクへの対応策を定め、事業活動を点検し改善の仕組みを構築する。

参考となるマネジメントシステム（例）	
人権・労働	SA8000
労働安全	OHSAS18001
環境保全	ISO14001
情報セキュリティ	ISO27001
自然災害や事故、感染症、インフラ障害、システム障害など	事業継続マネジメント（BCM）

3-2. 社内外への周知、情報開示

- ◆ 自社のCSRに関する方針、実践方法、期待、達成目標に関する情報を労働者、取引先、顧客などのステークホルダーに伝達し開示するための仕組みを構築する。

3-3. 社内研修

- ◆ 自社のCSR方針を理解し、達成目標を実践し、所在国と地域の法規制の要求を満たすための知識やスキルを習得するため、管理者や労働者を対象とした研修を定期的に行う。

3-4. 監査と改善

- ◆ CSRに関する所在国と地域の法規制の要求、本ガイドラインの項目、顧客からの要求への遵守を確認するため、定期的に**内部監査を行う**。
- ◆ 社内に加えて社外のCSRに関する評価、検査、調査等によって見つかった欠陥や不備を、適切な期間に**是正するプロセスを構築する**。

3-5. 事業の継続

- ◆ 自然災害、火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合に、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、事業の継続あるいは早期復旧を可能とするための事業継続計画を策定する。事業継続計画の例としては、自社で使用する原料と部材の調達において、複数の取引先から調達し自社製品の製造と加工を複数の拠点で行うことなどが含まれる。

事業継続対策の例

事業継続マネジメントと事業継続計画	災害や事故などの不測の事態においても事業を継続することを目的とした事業継続計画（BCP）を策定し、経営者の承認を得る
	生産と供給を再開するための重要業務を明確にする
	生産と供給を再開するために必要な重要業務ごとに、目標復旧時間を設定する
復旧対策	生産と供給の再開に必要な設備、情報インフラ、物品などの生産要素や、各設備の修理業者の連絡先リストを整備する
	耐震対策、減災対応、自家発電、情報システムやデータの二重化や冗長化する
代替対策	平時より、同一製品の生産拠点を分散する
	生産拠点を分散化していない製品について、非常時には臨時で代替製造できる生産拠点を想定して準備する
	本社などの中枢機能を担っている拠点が被災した場合を想定し、同時には被災しない拠点で本社機能等を代替する仕組みを構築する
	復旧までの間に顧客へ製品を供給できるだけ在庫を確保する また、適正な製品在庫の見直しを定期的実施する
	顧客への供給に支障をきたし得る重要購入品を把握し、サプライヤが供給停止した場合の行動計画を策定する
	重要サプライヤが供給停止に陥った際でも、当該サプライヤの代替生産拠点または代替サプライヤを確保する
	平時から代替品への切替えにおける問題点を整理し、自社内および顧客の認定推進などを実施する
	顧客への供給及び自社への納入に対して平時の輸送ルート把握し、そのルートが遮断された場合の対策を立案する
社外とのコミュニケーション	事業継続上、重要な1次サプライヤ（直接取引先）を明確化し、所在地（工場・営業所など）を把握する
	1次サプライヤ（直接取引先）に対して、その先のサプライヤの所在地を把握するよう要請する

3-6. サプライチェーンマネジメント

- ◆ 本ガイドラインの内容を自社での社内周知のほか、自社の取引先へも周知し理解を得る。
- ◆ 自社の取引先に対して本ガイドラインの要求事項の実践を定期的に評価する。

参考

本ガイドラインの策定にあたっては、以下の基準を参照しており、これらの基準から、本ガイドラインを理解する上でより詳しい情報が得られる可能性があります。

信越化学グループ

企業規範／ESGの基本方針 https://www.shinetsu.co.jp/jp/sustainability/esg_management/

ESGの重要課題 人間尊重、人材育成、多様性の推進 https://www.shinetsu.co.jp/jp/sustainability/esg_employ/
(サプライヤーホットライン <https://www.shinetsu.co.jp/jp/company/supplier-hotline/>)

国連グローバル・コンパクト <https://www.unglobalcompact.org/>

国際労働機関(ILO) 国際労働基準 <https://www.ilo.org/tokyo/standards/lang--ja/index.htm>

労働安全衛生マネジメントシステムに係るILOガイドラインについて(安全衛生情報センター)

<https://www.jaish.gr.jp/anken/hor/hombun/hor1-42/hor1-42-35-1-0.htm>

(ILO原文 https://www.ilo.org/safework/info/standards-and-instruments/WCMS_107727/lang--en/index.htm)

英国現代奴隷法 <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2015/30/contents/enacted>

OECD多国籍企業行動指針 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/csr/housin.html>

国連腐敗防止条約 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/shomei_6.html

世界人権宣言 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/>

ISO 26000 <https://www.iso.org/iso-26000-social-responsibility.html>

RBA(The Responsible Business Alliance) <http://www.responsiblebusiness.org/>

RBA行動規範 <http://www.responsiblebusiness.org/standards/code-of-conduct/>

ドッド・フランクウォールストリート改革および消費者保護法 <https://www.sec.gov/answers/about-lawsshtml.html#df2010>

ISO 14001 <https://www.iso.org/iso-14001-environmental-management.html>

Social Accountability International(SAI) <http://www.sa-intl.org/>

Ethical Trading Initiative <https://www.ethicaltrade.org/>

ISO 45001 <https://www.iso.org/iso-45001-occupational-health-and-safety.html>

JEITAサプライチェーンCSR推進ガイドブック <https://www.jeita.or.jp/cgi-bin/public/detail.cgi?id=769&cateid=1>

2020年11月

信越化学工業株式会社 資材部

URL: <https://www.shinetsu.co.jp/>